

尼崎市立弥生ヶ丘斎場等指定管理者募集に係る質問の回答

No.	資料	頁	項目	質問概要	回答
1	募集要項/ 基本協定書（案）		別表リスク分担表	「施設等損傷のリスク」において、施設・設備の設計又は構造上の原因によるものは、市負担との認識でよいか。	施設・設備の設計又は構造上の原因による施設等損傷のリスクは、市の負担とします。
2	募集要項	5	4 申請の手続き (1) 提出書類	提出書類の「ク 申請年度における財産目録」ですが、財産目録を作成していないため、事業報告書に計算書類附属明細書を添付しての提出でよいか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	5	4 申請の手続き (1) 提出書類	提出書類の「ケ 組織及び運営に関する事項を記載した、法人等の概要書類等の書類」は会社パンフレットの提出でよいか。不可の場合、自由様式（記載項目は任意）でよいか。	お見込みのとおりです。
4	募集要項	5	4 申請の手続き (1) 提出書類	提出書類の「コ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類」とは、納税証明書（その3の3）でよいか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項	5	4 申請の手続き (1) 提出書類	提出書類の「コ 市町村税を滞納していないことを証する書類」の証明する期間は。	直近2年分とします。
6	募集要項	5	4 申請の手続き (1) 提出書類	提出書類の「サ 水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類」の証明する期間は。	直近2年分とします。
7	募集要項	5	4 申請の手続き (1) 提出書類	提出書類の「シ 共同事業体の代表団体及び構成団体を記載した資料」ですが、貴市指定の様式「共同事業体構成届出書」の提出との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	3	2 主な管理の条件及び管理の基準等 (3) 主な管理の条件及び管理の基準	上限額の 960,000 千円は消費税別の金額か。もしくは消費税込みの金額か。	提案上限額は、税込みの金額となります。
9	募集要項	3	2 主な管理の条件及び管理の基準等 (3) 主な管理の条件及び管理の基準	指定管理料の5年上限額が、これまでの指定管理料の実績に満たないが、現在の指定管理料から大きく減額した理由の詳細は。	指定管理料の提案上限額は、これまで非公募で指定処分を行っていた施設の管理を公募するにあたり、民間ノウハウの活用等を考慮し積算を行ったものになります。

10	募集要項	7	2 審査基準	<p>「別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査する」あるが、別に定める評価項目及び項目ごとの評点は。</p> <p>評点を知ることによりプレゼンテーション等に偏りが生じることを避ける観点から、指定管理者選定中に評点の公表はいたしません。評価の考え方としては、募集要項で示している審査基準のうち、(2)本件施設の効用を最大限に発揮させるものであること、(4)本件施設の管理を安定して行う能力を有していること、(5)長期的に安定したサービスを提供するため、施設・設備等の適正な性能を恒常的に維持できることの配点が高くなると考えています。</p>	
11	募集要項	7	2 審査基準 (6) 市内貢献	<p>「本市が求める基準（評点等）を満たした場合に審査し、加点する項目」とあるが、項目が示されている※の①および②である場合、その加点数は。そのほかの項目がある場合、その内容と加点数の詳細は。</p> <p>項目は、①および②となります。なお、加点数は公表しません。</p>	
12	募集要項	7	2 審査基準 (6) 市内貢献	<p>「本市が求める基準（評点等）を満たした場合に審査し、加点する項目」とあるが、ふたつめの※に記載されている、事業実施に際し市内在住者の雇用に配慮していることについて、本指定管理者の管理対象の施設に実際に雇用している場合のみ加点対象とするなら、現行業者が大きく優位であり、公平性に欠けると考えられる。応募者が現行業者ではない場合は、市内在住者の雇用促進に配慮しているとわかる事業計画内容であれば加点の対象となると理解でよい。また、その場合の加点数の詳細は。</p> <p>現行業者は応募しません。また、加点の対象となるのは、お見込みのとおりです。なお、加点数の詳細は公表しません。</p>	
13	募集要項	10	リスク分担表	<p>リスク内容の「経年劣化等で新たに補修や更新が必要な場合の経費」には、市と指定管理者の双方に「※負担する金額による」とされている。負担する金額の詳細は。</p> <p>年度協定に定める修繕費の範囲内を指定管理者の負担とします。</p>	
14	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費	ここで示されている金額は税込み金額か、税抜き金額か。	税込み金額となります。
15	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費	人件費において令和 2 年度と令和 3 年度において斎場で約 400 万円、墓園で 70 万円ほどの差額がある。この差額の理由は。	業務実施体制の見直しに伴うものです。
16	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費 (斎場)	現在雇用されている職員の雇用形態別の数は。	斎場と墓園を合わせて、正規職員 10 人、有期雇用月給職員 5 人、有期雇用時給職員 2 人です。

17	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（斎場）	光熱水費の税込みの実績金額は。	別紙に示します。
18	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（斎場）	修繕費の年度毎の修繕内容と税込金額は。	主な修繕内容を別紙に示します。なお、金額は公表いたしません。
19	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（斎場）	委託項目ごとの委託業務名と税込委託金額は。	委託業務名を別紙に示します。なお、金額は公表いたしません。
20	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（斎場）	消耗品代等の税込みの実績金額は。	過去 3 年間の消耗品で主なものを別紙に示します。なお、金額は公表いたしません。
21	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（斎場）	その他の税込みの実績金額は。	一般管理費等になりますが、内訳につきましては公表いたしません。
22	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	現在雇用されている職員の雇用形態別の数は。	斎場と墓園を合わせて、正規職員 10 人、有期雇用月給職員 5 人、有期雇用時給職員 2 人です。
23	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	光熱水費の税込みの実績金額は。	別紙に示します。
24	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	修繕費の年度毎の修繕内容と税込金額は。	主な修繕内容を別紙に示します。なお、金額は公表いたしません。
25	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	委託項目ごとの委託業務名と税込委託金額は。	委託業務名を別紙に示します。なお、金額は公表いたしません。
26	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	墓園で計上されている委託費が令和 4 年度のみ特筆して高い（約 100 万円）理由は。	無縁墓撤去業務及び墓園交通整理業務の増によるものです。
27	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	消耗品代等の税込みの実績金額は。	過去 3 年間の消耗品で主なものを別紙に示します。なお、金額は公表いたしません。
28	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	墓園で計上されている消耗品代等の年度ごとにおける費用実績の乖離が大きい理由は。	令和 2 年度及び 3 年度は、墓地募集向けのパンフレット経費が含まれているためです。
29	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費（墓園）	その他の税込みの実績金額は。	一般管理費等になりますが、内訳は公表いたしません。
30	募集要項	11	過去 3 年間の管理経費	現地説明会時にも、備品一覧にも TV の設置が見受けられなかつたが、TV の設置はあるか。また設置されている場合、NHK 受信料は市によるものか、指定管理者によるものか。指定管理者による契約の場合、TV の設置台数および現在の NHK 受信料の契約内容（地上/衛星）などの詳細および費用実績は。	現在、斎場にはテレビを設置しておりません。
31	斎場管理業務仕様書	4	5 その他	指定管理者から防火管理者の選任を行うとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
32	斎場管理業務仕様書	1	2 業務の対象施設 (1) 施設概要	火葬炉の火葬燃料は何か。 ガスが燃料である場合、都市ガスまたは LP ガスか。	火葬炉の燃料は都市ガスです。
33	斎場管理業務仕様書	2	2 業務の対象施設 (3) 斎場の火葬実績等	過去 3 カ年分の死産児の収骨なしの件数は。	死産児（収骨なし）の件数は、令和 2 年 0 件、令和 3 年 3 件、令和 4 年 1 件です。

34	斎場管理業務仕様書	3	4 指定管理者が行う業務 (1) 斎場管理運営業務 エ 斎場施設の保安警備業務	保安警備とは機械警備による保安警備であり、警備業の資格を持った職員が場内を巡回点検する業務ではないと理解してもよいか。	お見込みのとおりです。
35	斎場管理業務実施要項	1	1 斎場管理運営業務 (2) 火葬、遺体保管庫、葬儀式場に関する予約、受付業務	「死産児の火葬（収骨なし）は、朝 10 時半受付のみとすること。」とあるが、収骨ありの場合の予約枠はどこか。	収骨を行わない場合と同様に、朝 10 時半受付となります。
36	斎場管理業務実施要項	1	1 斎場管理運営業務 (2) 火葬、遺体保管庫、葬儀式場に関する予約、受付業務	遺体保管庫の利用の過去 3 カ年分の利用実績は。	遺体保管庫の利用件数は、令和 2 年 16 件、令和 3 年 7 件、令和 4 年 6 件です。
37	斎場管理業務実施要項	2	1 斎場管理運営業務 (2) 火葬、遺体保管庫、葬儀式場に関する予約、受付業務	葬儀式場受付、貸出し業務について、過去 3 カ年分の利用実績は。	式場の利用件数は、令和 2 年 62 件、令和 3 年 52 件、令和 4 年 60 件です。
38	斎場管理業務実施要項	2	1 斎場管理運営業務 (2) 火葬、遺体保管庫、葬儀式場に関する予約、受付業務	1 日葬パック用祭壇保管場所提供的について、過去 3 カ年分の利用実績は。	1 日葬パックの利用件数は、令和 2 年 26 件、令和 3 年 8 件、令和 4 年 14 件です。
39	斎場管理業務実施要項	3	1 斎場管理運営業務 (5) 斎場利用者への応対業務 (案内業務、場内放送を含む)	斎場予約システムを利用し、とあるが、斎場予約システムの利用料や保守管理経費の負担者は市か指定管理者のいずれか。指定管理者が負担の場合、年間の利用料と保守管理経費は。また、利用料と保守管理経費は年払いと月払いのいずれか。 電話予約システムと WEB 予約システムの利用料と保守管理経費は。電話と WEB で費用が異なる場合、収支計画書に計上する金額も異なるが、その切替予定期度はいつか。	斎場予約案内表示システムの利用料はありません。保守管理費は指定管理料に含み、その支払い方法は別途ベンダー（西日本電信電話株式会社）との打合せとなります。 現在の電話予約システムは、令和 7 年度を目途に web 予約システムへの切替を検討しており、切替以降の保守経費は未定のため別途協議することとします。したがって、年度ごとの収支計画書には同額で記載してください。
40	斎場管理業務実施要項	3	1 斎場管理運営業務 (5) 斎場利用者への応対業務 (案内業務、場内放送を含む)	予約案内表示システムのメンテナンスとトラブル時の対応を行う。とあるが、過去にあった事例は。また、メンテナンスの頻度およびメンテナンス時においては人員を増員配置しなければならないなど注意する点があるか。	特にありません。
41	斎場管理業務実施要項	3	1 斎場管理運営業務 (5) 斎場利用者への応対業務 (案内業務、場内放送を含む)	ルール違反する葬儀社等に対して顛末書の徴収と再発防止の指導を行う。とあるが、過去どのような事例に対して発生したのかなどの事例の詳細および発生頻度は。	葬儀社等への指示調整として、斎場運営に関する通知を年間 30 件程度行っています。詳細は、業務引継ぎ時に開示します。
42	斎場管理業務実施要項	3	1 斎場管理運営業務 (5) 斎場利用者への応対業務 (案内業務、場内放送を含む)	副葬品注意書パンフの作成と配布を適宜行い、とあるが、現在のパンフはどのようなものか。	別紙に示します。
43	斎場管理業務実施要項	4	2 火葬設備維持管理業務 (3) 残骨灰等の清掃、保管と処理業者への引渡し	残骨灰および集じん灰のそれぞれの収集運搬の量及び回収頻度は。	令和 4 年度の年間で残骨灰 11,552kg、集塵灰 1,259kg、金属類 1,149kg です。回収頻度は月 1 回となります。

44	斎場管理業務実施要項	4	3 火葬業務	火葬1件につき、受入からお見送りまでの平均的なタイムスケジュールの目安は。	標準的なケースでは、入棺・告別20分、火葬70分、冷却20分、整骨・収骨40分、清掃10分となります。
45	斎場管理業務実施要項	4	3 火葬業務	現在の一日の配置人員数は。	事務員4人、炉前職員6人、炉裏職員2人です。ただし、事務員は墓園業務も行っています。
46	斎場管理業務実施要項	4	3 火葬業務	火葬予約が0件の際の1日の配置人数は。	現在、火葬予約が可能である日（開場日）において、予約件数が0件である日はありません。
47	斎場管理業務実施要項	4	3 火葬業務	火葬の予約枠はどのようにになっているか。	11時から16時までの毎正時に3件です。
48	斎場管理業務実施要項	4	3 火葬業務	過去3ヶ年分の予約枠時間ごとの件数および火葬炉ごとの使用回数は。	別紙に示します。
49	斎場管理業務実施要項	4	3 火葬業務 (3) 火葬炉運転管理	人体火葬1体あたりの燃料の使用量は。 また、人体の火葬以外で使用する燃料費がある場合、その項目と使用料は。	人体1件あたり約51m ³ 、胞衣1回あたり約40m ³ ですが、状況により異なります。その他の燃料費として自家用発電機用のA重油270リットルです。
50	斎場管理業務実施要項	7	4 施設維持管理業務 (2) 清掃業務	現在における一日の清掃員の配置人員数は。	斎場職員と清掃業務委託による配置を合わせたものになります。
51	斎場管理業務実施要項	7	5 その他 (1) 業務に関する各種団体等の調整	関係省庁、地域団体、学校、その他関係ボランティア団体等と、業務管理全般に関し必要に応じて協議を行う。とあるが、過去に実施された協議の内容は。	過去に実施された協議の内容は、業務引継ぎ時に開示します。
52	斎場管理業務実施要項	12	斎場設備点検回数等一覧 建築設備関係	設備等の保守点検等について、設備毎の令和4年度の実績金額（税込）は。（令和4年度を示すことが困難な場合、他の年度の実績金額）	金額は公表いたしません。
53	斎場管理業務実施要項	12	斎場設備点検回数等一覧 予約案内表示システム	予約案内表示システムの保守点検等について、令和4年度の実績金額（税込）は。（令和4年度を示すことが困難な場合、他の年度の実績金額）	金額は公表いたしません。
54	斎場管理業務実施要項	12	斎場設備点検回数等一覧 火葬炉設備	火葬炉設備の保守点検等について、令和4年度の実績金額（税込）は。（令和4年度を示すことが困難な場合、他の年度の実績金額）	金額は公表いたしません。
55	斎場管理業務実施要項	13	斎場設備点検回数等一覧 排ガス測定	排ガス測定について、令和4年度の実績金額（税込）は。（令和4年度を示すことが困難な場合、他の年度の実績金額）	金額は公表いたしません。
56	墓園管理業務仕様書	2	4 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務 カ 建築物の維持管理	墓園管理事務所内（お花屋さん）の清掃は含まないとの理解でよいか。	休憩所の部分は清掃範囲に含み、花屋の部分は除きます。

57	墓園管理業務仕様書	2	4 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務 キ 墓園監視業務	巡回監視を実施するとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
58	墓園管理業務仕様書	3	5 西難波墓園管理運営業務 (2) 墓園の運営・維持管理に関する業務 ウ 建築物の維持管理	建築物とは、西難波墓園では何を指すか。	倉庫、電柱、排水ポンプを指します。なお、倉庫の維持管理は、市が実施するため指定管理の対象外とします。
59	墓園管理業務仕様書	2	4 弥生ヶ丘墓園管理運営業務	ここで示されている※印の業務のうち、現指定管理者が再委託している業務は、また、その委託費は。・無縁改葬に関する業務・墓園監視業務・彼岸・旧盆時期の安全対策業務・墓参者交通整理業務	ご質問の4業務については、現指定管理者が再委託しています。なお、金額は公表はいたしません。
60	墓園管理業務実施要項	1	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務	現在における弥生ヶ丘墓園、西難波墓園それぞれの一日の配置人員数は。	弥生ヶ丘及び西難波墓園の維持管理作業員（兼務）を1名配置しています。
61	墓園管理業務実施要項	3	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (1) 墓地使用に関する業務 コ 墓地の募集に関する業務	過去3ヶ年における年間あたりの費用実績は。 ・募集案内パンフレットの印刷〇〇円（税込み） ・募集区画番号の立札作成〇〇円（税込み）など また、年間のパンフレット配布数は。	墓地募集は毎年実施しておらず、直近では、令和2年度と令和3年度に実施しました。 (1) 募集案内パンフレットの印刷経費 R2年度：387,200円（3000部） R3年度：374,000円（2500部） (2) 募集区画番号の立札作成経費 過去（数年前）に作成したものを使用しております。 (3) 年間のパンフレット配布数 墓地募集以外のパンフレットは作成していません。
62	墓園管理業務実施要項	3	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (1) 墓地使用に関する業務 サ 墓地年間使用料の納付指導に関する業務	業務量把握のため、現在の墓地年間使用量の未納付率は。	墓地年間使用料の未収納率は、令和3年度が6%、令和4年度が8%です。
63	墓園管理業務実施要項	3	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務	過去3ヶ年におけるトイレットペーパーの年間使用量および費用実績は。	年間約500ロールを使用しています。なお、金額は公表はいたしません。
64	墓園管理業務実施要項	3	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務	過去3年間の年度ごとのごみの排出量と処分費は。	ごみの排出量は測定していません。なお、金額は公表はいたしません。
65	墓園管理業務実施要項	3	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務	過去3ヶ年分の彼岸・旧盆時期の安全対策におけるガードマンの1日の配置人数・配置時間および対策実施日数は。	彼岸・旧盆及び年末の8時45分から16時45分の間ににおいて、7箇所（交差点・墓園駐車場入口及び場内）にガードマンを配置しています。

66	墓園管理業務実施要項	3	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務	過去 3 ヶ年分の墓参者交通整理業務における費用実績は。 また、過去 3 ヶ年分における右折入場制限期間の具体日および日数は。	別紙に示します。なお、金額は公表はいたしません。
67	墓園管理業務実施要項	4	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務 (7) 墓園監視業務（再委託）	具体的な業務内容は。	年中無休での墓園内巡回を実施し、不法投棄や墓石等への悪戯等を監視する業務を行っています。
68	墓園管理業務実施要項	6	3 西難波墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務	過去 3 年間の年度ごとのごみの排出量と処分費は。	ごみの排出量は測定していません。なお、金額は公表はいたしません。
69	墓園管理業務実施要項	3	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (1) 墓地使用に関する業務 サ 墓地年間使用料の納付指導に関する業務	指導とはどのような内容か。	市墓園に係る承継等の手続きで斎場管理事務所への来所や電話の際、市が把握する墓地年間使用料の納付状況を確認し、未納がある場合は、速やかに納付するよう指導することを想定しています。
70	墓園管理業務実施要項	4	2 弥生ヶ丘墓園管理運営業務 (2) 墓園の維持管理に関する業務 (7) 墓園監視業務（再委託）	どの様な業務か。	年中無休での墓園内巡回を実施し、不法投棄や墓石等への悪戯等を監視する業務を行っています。
71	基本協定書（案）		35 条 本件施設の修繕等の負担区分	施設、建物、火葬炉設備の修繕費は何十万円以上が市の担当か（何十万円以下は指定管理者）。	1 件当たりの金額にかかわらず、年度協定を締結する際に協議のうえ定める金額の範囲が指定管理者の負担となります。
72	基本協定書（案）		第 8 章 損害賠償	指定管理者で加入する保険の限度額の指定はあるか。また、加入する保険の種類は指定管理者の任意との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
73	基本協定書（案）		第 8 章 損害賠償	指定管理業務で請け負った業務に起因する事故のみに対する保険への加入との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
74	基本協定書（案）		第 8 章 損害賠償・ 弥生ヶ丘、西難波墓園 管理業務について	墓石の管理および墓石に起因する第三者への損害賠償は、墓の所有者が行うとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
75	基本協定書（案）		第 50 条 原状回復	原状回復の対象とするのは、「指定管理者が市と協議をして承認を得て、整備または設置したものに限る」ものでよいか。	お見込みのとおりです。
76	基本協定書（案）		第 11 章 自主事業	基本協定書案は貴市共通様式であると思われるが、自主事業に関する記載は弥生ヶ丘斎場では対象外（指定管理者で実施する必要はない）との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
77	基本協定書（案）		第 35 条 本件施設の修繕費等の負担区分	年度協定書で定めた上限額を超過した修繕費、光熱水費については市の全額負担との理解でよいか。	協議の上その負担区分を定めます。
78	基本協定書（案）	11	第 33 条 備品の購入又は持込み	持込備品管理簿はどのようなものか。	任意の様式となります。

79	基本協定書（案）	12	第35条 本件施設の修繕費等の負担区分	「別に定める額を指定管理料に含めて」とあるが、市が定める金額は。また、収支計画書には、ここで指定された金額を記載するということですか。	年度協定を締結する際に、協議のうえ定めます。収支計画書には、見積金額を記載してください。
80	基本協定書（案）	12	第35条の2 本件施設の光熱水費の負担区分	「別に定める額を指定管理料に含めて」とあるが、市が定める金額は。また、収支計画書には、ここで指定された金額を記載するということですか。	年度協定を締結する際に、協議のうえ定めます。収支計画書には、見積金額を記載してください。
81	基本協定書（案）	17	第45条 評価及び対応	現指定管理者が実施しているアンケートはどのようなものか。	斎場の利用について、次の項目を調査しています。 <ul style="list-style-type: none">・利用者の性別、年代、住所の市内/市外の区分・斎場職員の対応について（5段階評価）・告別および収骨時の説明について（5段階評価）・施設の衛生環境について（5段階評価）・施設の快適性について（5段階評価）・友引日に火葬を行う場合についての意向・その他お気づきの点
82	基本協定書（案）	18	第48条 保険	現指定管理者が加入している保険の補償内容および費用実績は。	現指定管理者が加入しているものはありません。
83	基本協定書（案）	19	第51条 指定管理期間満了後の備品等の取扱い	「ホームページ等に係る電磁的記録（これを記録した記録媒体を含む。）（以下「成果物等」という。）については、甲に無償で所有権その他の使用権を譲渡するものとし」とあるが、現指定管理者が保有しているホームページを譲渡されるという認識ですか。また、その際に係るホームページの維持費等は。	今回の公募において現指定管理者からホームページが譲渡される予定はありません。
84	基本協定書（案）	22	第11章 自主事業	現指定管理者が実施している自主事業があるか。また、実施している自主事業がある場合、過去3ヶ年分の収入支出の実績（税込）は。	現指定管理者が実施している自主事業はありません。
85	基本協定書（案）	22	第11章 自主事業	自主事業を行う際の目的外使用料は。	目的外使用の対象により異なるため、自主事業を行う際の協議となります。
86	年度協定書（案）		第5条 指定管理料の請求及び支払方法	指定管理料の支払いは、四半期ごとの理解ですか。また、支払い時期は。	年度協定を締結する際に協議のうえ定めます。
87	従前従事労働者の雇用について			従前従事労働者ができるだけ雇用するために、現在の従事者の役職および給与・報酬手当などを全従事者分それぞれ示してほしい。	個人に関する情報となるため、公表いたしません。
88	収支計画書			収支計画書は税抜き又は税込みのいずれで作成すればよいか。	税込み金額で作成してください。

89	収支計画書		<p>収入の部に「※特に記入の必要はありません」と記載されていますが、費目を指定管理料として記載する必要もないということでおいか。</p> <p>その場合、支出の部の合計額をその年度の指定管理料として認識するとの解釈でおいか。</p>	お見込みのとおりです。
90	収支計画書		収支計画書は指定の様式を使用し、各年度分を作成すればよい。	指定の様式を使用し、各年度分を作成してください。詳細内容について、資料を添付することも可能です。
91	その他		5年以内に斎場・墓園の改修計画などはあるか。	設備の維持管理を除き、5年以内の改修計画はありません。
92	その他		地域の取組で現在地域住民との協議会などは行われているか。	現在、行われている協議会等はありません。
93	その他		火葬予備ベットは何台あり、内何台が使用可能であるか。	予備6台のうち5台が使用可能です。
94	その他		ネット回線を新たに導入する場合は何か規制はあるか。(個人情報、その他漏洩に関する規制)	ネット回線の使用目的により、一般的なウイルス対策に加えて必要な対策が異なりますので、詳細は協議を行うこととします。
95	その他		西難波墓園については、鍵の開場、閉場は必要か。	鍵の開錠および施錠の必要はありません。
96	その他		従業員駐車場、駐輪場はあるか。また無償で使用可能か。	斎場の第2駐車場の一部を有償で使用可能です。
97	その他		現指定管理者が加入されている、保険の範囲、補償内容は。	現指定管理者が加入しているものはありません。
98	その他		<p>市は、「全国市長会市民総合賠償責任保険」に加入しているか。</p> <p>加入している場合、指定管理者被保険者補償の対象となるか。</p> <p>また、事故が発生した場合使用可能か。</p>	加入しています。原則として指定管理者も被保険者となります。事故等が発生した場合に保険の対象となるか否かについては、個別具体的に判断することとなります。なお、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は保険の対象なりません。
99	その他		<p>ごみの処分について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般廃棄物の年間排出量 (週当たりに排出されるゴミ袋の数量でも可。) ② 落ち葉や除草ゴミの年間排出量 (1回あたりのゴミ袋の数量及び、年間収集回数でも可) ③ 紙ごみの年間排出量 ④ 産業廃棄物(プラごみ等)の年間排出量 ⑤ 現行の収集品目及び収集頻度 	ごみの排出量は測定していません。

100	その他		現在設置されているドリンクの自動販売機は、市で設置されているとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
101	その他		自動販売機横に設置しているゴミ箱のゴミ回収・廃棄（瓶・缶・ペットボトル）はベンダー業者によつて行っている認識でよいか。	お見込みのとおりです。
102	その他		現地見学会時、雨漏りしているところが何ヵ所かあつたが、次期事業者へ引継ぎの際には、修繕が完了しているとの理解でよいか。	現在、修繕工事を順次行っていますが、対策の性質から雨漏りの発生が継続する可能性があります。
103	その他		指定管理者が引継ぎ契約する必要のある、リース・レンタル物品があるか。また、それに係る費用の内訳及び各物品の月額リース等費用は。 また、AED など消耗品費が発生するリース物品がある場合、その消耗品費は。	現指定管理者から引継ぎ契約するリース・レンタル物品はありません。
104	その他		斎場に設置されている備品一覧は。	基本協定書（案）の別表をご参照ください。
105	その他		斎場に必要な消耗品の一覧は。	必要な消耗品は応募者においてお見積りください。
106	その他		墓園及び墓園事務所に設置されている備品一覧は。	基本協定書（案）の別表をご参照ください。
107	その他		墓園及び墓園事務所に必要な消耗品の一覧は。	必要な消耗品は応募者においてお見積りください。

尼崎市立弥生ヶ丘斎場等指定管理者募集に係る質問の回答（別紙）

斎場の光熱水費（円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気代	21,701,845	21,326,000	30,386,233
ガス代	26,046,344	24,476,816	41,612,785
水道代	596,171	596,171	528,077
A重油	24,651	22,572	25,650
合計	48,369,011	46,421,559	72,552,745

墓園の光熱水費（円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気代	685,005	648,991	619,767
ガス代	0	0	0
水道代	720,231	720,231	672,671
ガソリン代	93,380	87,406	65,553
合計	1,498,616	1,456,628	1,357,991

斎場における主な修繕内容

令和2年	令和3年	令和4年
炉内台車修繕	炉内台車修繕	炉内台車修繕
空調外気ダンパ修繕	空調キャンバスダクト修繕	トイレ換気ファン修繕
コンプレッサ修繕	空調機修繕	炉前ホール床修繕
空調室外機修繕	大理石壁修繕	残骨機械室換気修繕
トイレ排気ファン修繕	消防設備修繕	消防設備修繕
-	コンプレッサ修繕	ガス給湯器修繕

墓園における主な修繕内容

令和2年	令和3年	令和4年
草刈り機修繕	草刈り機修繕	駐車場マンホール修繕
場内陥没箇所補修	墓園トイレ修繕	-

斎場における委託業務

業務名
清掃業務
自家用電気工作物保安点検業務
消防用設備保守点検業務
機械警備業務
空調設備保守点検業務
オゾン脱臭装置保守点検業務
自動制御設備保守点検業務
エレベーター保守点検業務
自動ドア設備保守点検業務
非常用燃料 LPG 供給設備保守点検業務
屋上庭園・外構・植栽維持管理業務
斎場予約案内表示システム保守点検業務
火葬炉設備保守点検業務
活性炭吸着設備保守点検業務
残骨灰処理業務及び集塵飛灰処理業務
排ガス測定業務業務
施設ごみ収集業務

墓園における委託業務

業務名
墓園監視等業務(弥生ヶ丘)
墓園交通整理業務
無縁墓査定業務
無縁墓撤去業務

斎場における主な消耗品（過去3年間）

各種手袋	書籍
防護服	設備機器部品
防護マスク	炉内台車保護剤
蛍光灯	香炉火
ごみ袋	給茶機お茶
事務用品	清掃用品
トナー	-

墓園における主な消耗品（過去3年間）

草刈り機消耗品
除草剤
剪定鋏
除草剤
害虫駆除剤

予約時間帯別火葬（人体）件数

	11時	12時	13時	14時	15時	16時
令和2年度	887	909	905	863	764	579
令和3年度	882	916	912	884	811	706
令和4年度	880	912	909	880	839	763

火葬炉別稼働件数

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号
令和2年度	501	525	459	428	465	523	367	435	500	372	237	170
令和3年度	505	532	506	437	530	541	481	526	438	330	272	143
令和4年度	262	266	546	543	545	556	563	541	415	558	184	346

右折入場制限期間（弥生ヶ丘墓園）

時期	令和3年度	令和4年度	令和5年度
お盆	8月7日から8月15日	8月6日から8月16日	8月5日から8月16日
秋の彼岸	9月20日、23日、 25日、26日	9月19日から9月26日	9月18日から9月24日
年末年始	12月29日から12月31日	12月29日から12月31日	12月29日から12月31日
春の彼岸	3月19日から3月21日	3月18日から3月21日	3月16日から3月23日

ご遺族の方へのお願い

葬儀の際、亡くなった方が生前に愛用されたものや思い出の品を副葬品として火葬に付す習慣があります。

葬家の心情を察しますと副葬品をすべて制限することは困難ですが、棺に次のような品物を入れますと、遺骨を傷つけたり、有害なダイオキシン類の生成や火葬炉故障の原因ともなりますので、入れないようにご協力をお願いします。

なお、具体的な副葬品の制限品目は次のとおりです。

制限品目	考えられる障害
・プラスチック製品及び化学繊維製品 釣り竿、ゴルフクラブ、ゴルフボール、 テニスラケット、化繊の洋服、おもちゃ、 人形、マージャンパイなど	・ダイオキシン類の発生 ・火葬時間の延長 ・酸素不足による不完全燃焼 ・遺骨（焼骨）の損傷
・ガラス製品及び金属製品 ビン、缶類、めがね、硬貨、貴金属など	・遺骨（焼骨）への焼付き ・炉内での爆発
・燃えにくいもの 布団、毛布、書籍、果物など	・火葬時間の延長 ・酸素不足による不完全燃焼
・危険物 スプレー、ガスライター、酒類、電池など	・炉内での爆発

※ ドライアイスが多量に炉内に入れると、発生する炭酸ガスのため不完全燃焼になったり、炉内温度が上がりにくくダイオキシン類の生成等が心配されます。

また、地球温暖化防止の観点からも、使用については配慮をお願いします。

※ ペースメーカーを装着されている場合は事前に斎場管理事務所へお知らせください。

尼崎市立弥生ヶ丘斎場 斎場管理事務所

TEL 06-6491-2500